

第七回 参議院労働委員会會議録第八号

昭和二十五年三月二十七日(月曜日)午後二時三十分開会

本日の會議に付した事件

○労働組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(平野善治郎君) それでは只今から労働委員会を開会いたします。先ず労働組合法の一部を改正する法律案を議題に供します。法案の説明を政務次官からお願いたします。

○政府委員(新谷實三郎君) 只今議題となりました労働組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。労働組合法におきましては、地方労働委員会の定数は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人でありまして、例外として東京都地方労働委員会のみは、その事務が多量でありますため、中央労働委員会との定数と同じく各七人となつてゐるのであります。改正労働組合法の施行の実績にかんがみするに、北海道、大阪府及び福岡県の地方労働委員会につきましては、その事務は他の府県の地方労働委員会の事務に比して相当繁忙でありまして、その事務の処理を迅速にし、労働組合法及び労働関係調整法の施行を円滑にいたすために、これらの地方労働委員会の定数を増加する必要があるものと至つたのであります。尚これにつきましては、昨年秋季行われました第四回の労働委員会連絡協議会におきましても、定数の増加が強く希望されたこと

ろでございまして、ここにこれら地方労働委員会の定数を、東京都地方労働委員会の定数と同じく、使用者委員、労働者委員及び公益委員を各二人増加して各七人としたために、この法律案を提出いたしました次第であります。

何とぞ御審議の上速かに可決あらんことを切望いたします。

○理事(平野善治郎君) それでは只今政務次官から提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行いたいと思ひますから、御質疑のある方はお述べを願ひたいと思ひます。

○原虎一君 審議いたします前に、別に労働大臣の出席を言つておかなかつたのですけれども、今日は大臣はどうなですか。

○理事(平野善治郎君) 先程大臣が見えられまして、今日は司令部の方と打合せの関係がございましてこちらの方に行つておるからという話でありましたので、委員長の方から了解を興えて向うが済めば来て貰うということにしてあります。

○原虎一君 北海道と大阪、福岡、この三カ所に二名ずつ増やして七名ずつの委員にするのでありますが、その他にも陳情している県が、例えば愛知、神奈川と、これなんかは労働省自体どう考えているんですか。

○政府委員(賀来才二郎君) 只今原委員から御指摘の通りに、神奈川県、愛知県、兵庫県からも定数を増加して貰いたいという意向が示されておるので

あります。と共に、全国地方労働委員会の協議会におきましても、これは特別に指定はなかつたのでありますが、これらの県において、定数を増やして貰いたいという御意向が示されておるのであります。そこで労働省といたしましては、昨年本法案の改正を審議せられましたときに、東京都を取敢ず七人にすると、東京府を取りました際、いづれその他の府県につきましては逐次研究をして必要が認められるに至つたならばやるということにいたしました。研究をいたしましたのであります。その結果一つの方針といたしましては、実は関係係におきましてもこの日本の労働委員会の委員定数は五人づつでも多きに失するといふ考え方を聞いておつたのであります。それはそれといたしまして、日本の実情といたしましては、いづれな沿革もあり、又実際の状況の問題もありまして、そういう御意向に拘わりませず、まあ最小限度でやつて行こうということをやつて参りました。で、この増加いたします標準といたしましては、労働組合数、事業場の数、労働組合員数、争議発生件数、争議の労働委員会の調整件数、調停その他をやつた件数、それから資格審査の件数、不当労働行為の取扱件数、これらの状況を比較をいたしまして、今度の大阪、福岡、北海道は東京に次ぐ順位にあるということになりましたので、取敢ずこの三府県を選んだのであります。

そこで神奈川はどうなるか。いろいろ研究をいたしてみますと、争議件数、二十四年の十二月から八月の争議発生件数と、それから二十三年及び二十四年の争議調停件数、調停いたした件数、これは大阪に次いで福岡、北海道と相前後する状態ではありますけれども、三者構成を以て処理いたしますところの調停件数におきましては、この件数の程度でありますれば別に五人五人で支障はないと思はれるのであります。尚調停件数以外の不当労働行為の取扱の件数、これは昭和二十四年の一月から八月の平均を取りますと、福岡県一人当り五・三件、大阪府が二・二件で、それに対して神奈川県は〇・九件、全国平均が〇・六件になつておるのであります。従つて又管内の労働組合数、事業場数等は、いずれも大阪府、福岡県及び北海道よりずつと少くなつております。資格審査件数を見ますと、全国平均以下になつておるのであります。又管轄指定をやつておるかどうかということを見ますと、二十四年にただ一件だけ管轄指定をやつておるといふ状況でありますので、目下のところはまだ増員をする必要がない。

愛知県は労働組合数、事業場数等は、大阪府、福岡県及び北海道は相前後しておりますが、争議発生件数は、いづれゆる地労委の調停件数、取扱件数及び資格審査件数等、いずれも全国平均以下の状況であります。不当労働行為の取扱件数が北海道よりやや上廻る程度であるという現状でありますので、これも目下のところ五人でいいのじやないかという考え方を持つております。

兵庫県は労働組合数、事業場数等におきましては、愛知県同様大阪、福岡、北海道に次いでおりますが、地労委の争議調停件数、不当労働行為件数及び資格審査件数等は、いずれも全国平均と相前後する状況であるわけでありまして、管轄指定というの一件しかないものであります。さうな関係から取敢ず目下のところでは五人でよろうという考え方を持つておるのであります。この三府県を指定いたしました理由は、先程申しましたように、労働組合数、事業場数、労働組合員数或いは取扱件数等をずつと比較したわけでありまして、この他にもう一つの理由としては、大阪府にありましては、私鉄関係で、あの大坂を中心にして関係府県に及んでおります私鉄があります。それで兵庫、京都、奈良等に関連いたしますところの、二府県以上に関連する争議を大阪でたび／＼扱はれておるのであります。

福岡県におきましては、金属工業或いは電産、或いは石炭等で、やはり九州一円、乃至は二、三府県に関連するものを取扱はれておるのであります。ところが京都、兵庫、或いは愛知、神奈川なんかは、北海道におきましては非常に区域が広いので、委員の数はやはり七人でありまさんと現地調停ということをよくやりますので、札幌

におきましては委員定数を欠くということがありまして、どうしてもこれは七人に殖やさなければ機能の發揮がでない。こういう神奈川、愛知、兵庫とは事情が違います理由もあるわけでありまして、かような意味におきまして目下のところでは、この三府県に止めた、これは先程申しましたように、関係筋の意見もありまして、最小限度に止めたい。この点は関係筋と連絡したところが、この三府県については止むを得ない事情であると認められて七人にすることを認めよう。こういうことになつておるのであります。併しながら我々としては、その筋の意見はともかくといたしまして、やはり原則としてはなるべく最小限度に止めて置きたい。委員の数を殖やすこと自体が委員会の能率自身をどうこうするということでもないと思うのであります。併しながら飽くまで将来も絶対に殖やさんという考え方はないのであります。もう暫くこの三府県の実情の推移を見ました上で考慮したい。今回につきましてはこの三府県で行きたいと考へておる次第でございます。

○原虎一君 今労政局長の説明がありましたけれども、この説明書に参考資料が出ておりますが、これは資料を調査した期間がちつともないのです。ですから期間をはつきり言つて貰わんと、成る程説明はよく分りますけれども、いつからいつまでの間にやつたか、期間のずれによつて、例えばそれ以上に神奈川県は事件を多く扱つたかも知れない。そういう問題が出て来ます。

○政府委員(賀来才二郎君) お手許に

差上げました資料の書き方が不十分でございまして、この点申訳ないのでございまして、大体二十四年の一月から八月までの資料が主になつてゐるのであります。組合員数等は昨年の調査の現在でやつておりますが、取扱件数につきましては、二十四年の一月から八月までというのを主としたしてゐるのであります。

○原虎一君 もう一点は、今度増員する三府県と同様な、又これに近い状態にあれば増員の可能性が生ずるかどうかがこの点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(賀来才二郎君) 我々の考へ方といたしましては、この三府県と同様の状態になりますれば、やはり同じような取扱をすべきものだと思ひてゐる次第でございます。先程ちよつと申しましたように、関係筋の意見といたしましては、日本の組合法の委員定数は多きに失する。御承知の通り、アメリカにおきましては一人乃至三人という程度でやつて相当能率を上げてゐる。人数が多いから適当でないという意見がございまして、その点の調整につきましてはここに申上げる。といたしますならば、非常に困難な状況にあるのではないかと考へております。

○原虎一君 労政局長の答弁で、日本の労働組合の数の実情、要するに日本の労働組合運動、及び労働組合ばかりでなくて資本家陣営においてもアメリカの比ではないのです。その点を関係筋からそう言われるから困難だと言われるが、もつと実情からして……一体労働省、労政局長は、日本の実情から必要なのか、日本の実情から必要だけども飽くまで関係筋はそれを了解しな

いか。原則的にやつぱり労働省は少数委員がいいのだ、日本のような細かい組合は、職場組合が主になつてゐるような労働組織状態において、アメリカのような五百万五千万というような大組合の産業別の組織は強力になつてゐる国と同じように考へてゐる様に聴えるのですが、それがどうも思ひますけれども、これは日本の労働省自体がどう考へてゐるのかはつきりしない。その点を私は聴きたい。

○政府委員(賀来才二郎君) 労働省といたしましては、今日までの五人、五人、五人の編成がこれは多過ぎるという結論には達してゐないのであります。御指摘のように、日本の労働組合運動の現状或いは使用者の置かれております経済上の環境の問題の内容、所在等も考へまして、さうな結論を出してゐるわけではございません。ただ将来に向ひましては、この労働委員会の編成の数につきましては、研究の余地はあるというところは考へておりますが、目下今日まで来しました現状から、将来も必ずこれをその関係筋の意見のうちに減じなければならんと考へてゐるわけではございません。ただ先程私が申ししたのは、我々としていたしましては、今度の三府県と同じように他の府県でも必要が生じて来ましたならば、そういうふうにも考へたいと思つておりますけれども、関係筋はかように、かよふ意見を持つておられますので、その際にはやはり非常にさういふ意見に向ふが言ひまして至難なやうな状況が出るのではないかと、このことを申しした次第であります。

○理事(平野善治郎君) 他に御質問ございせんか。……他に御発言もありません。

ようでありますから、質問は終了したことに取扱つて差支ありませんか。

○理事(平野善治郎君) 御異議ないものと認めます。向本日の委員会は都合によりまして質疑の段階までに止め、討論及び採決は次回に譲りたいと思ひますが御異議ございませんか。

○理事(平野善治郎君) 御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十二分散会
出席者は左の通り。

理事

平野善治郎君
城 義臣君

委員

原 虎一君
一松 政二君
田村 文吉君
中野 重治君
鈴木 清一君

政府委員

労働政務次官 新谷寅三郎君
労働事務官 賀来才二郎君
(労政局長)

三月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、失業対策予算増額等に関する請願(第一三〇〇号)
一、失業保険の給付期間延長等に関する請願(第一三二八号)
一、失業保険の給付期間延長等に関する請願(七通)(第一三四二号)

第一三〇〇号 昭和二十五年三月四日受理

失業対策予算増額等に関する請願
請願者 東京都庁内東京都職員
労働組合内 田中正根
外一千四百七十一名
紹介議員 村尾 重雄君 山田 節男君

最近企業整備等に伴い、失業者は激増の一途にあるので、労働行政の健全な運営は、現下不可欠の重要問題であるから、失業対策予算の増額、労働行政職員の増員ならびに現在多岐にわたる労働職業行政系統の一元化、地方移譲等を図りたいとの請願。

第一三二八号 昭和二十五年三月六日受理
失業保険の給付期間延長等に関する請願
請願者 東京都庁内賃上共闘全
国労働組合懇談会内
吉田資治
紹介議員 中野 重治君

わが国の失業者は、いまや千二百万を越えるといわれているが、その後さらに増加の一途にある。しかるにこれら失業者のうち、失業保険の給付を受けてゐるものはその一部分にすぎず、それさえも給付期間の切れた者が多く、失業者とその家族は何等の生活保障もなく餓死の危機に直面してゐるから、(一)失業保険の給付期間現行六箇月を一箇年に延長すること、(二)失業保険の給付額基本給の六割を、届出全収入賃金の八割まで引き上げること等の処置を講ぜられたいとの請願。

第一三四二号 昭和二十五年三月七日受理
失業保険の給付期間延長等に関する請願(七通)

請願者 東京都港区新橋七ノ一

二産別会館内全日本印刷出版労働組合内 藤

森直治外六名

紹介議員 塚本 重蔵君

この請願の趣旨は、第一三二八号と同じである。

三月二十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、夏時刻法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月三日）

三月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、失業保険の給付期間延長等に関する請願（三通）（第一四七三号）

第一四七三号 昭和二十五年三月十三日受理

失業保険の給付期間延長等に関する請願（三通）

請願者 神奈川県川崎市堀川町

七二東芝労働組合連合

会内 石川忠延外六名

紹介議員 原 虎一君 三木

治朗君

東京芝浦電気株式会社、人員整理による六千名の失業者は、職業安定所および個人で八方就職に奔走しているが、その大部分は未だ就業できず、とくに京浜地区に居住している失業者は、失業保険の給付期間の最後の日に至るまで一回の就職あつせんを受けたことがなく、これら失業者および家族の今後の生活不安はじん大であるから、これが対策として失業保険支給期間を延長するとともに完全就職を図りたいと

の請願。

三月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、労働組合法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十三日）

昭和二十五年四月六日印刷

昭和二十五年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁